

海外経済要録

米州諸国

◇米国の公定歩合ならびに支払準備率引下げ

連邦準備制度理事会は4月17日、ニューヨーク・フィラデルフィア・シカゴ・セントルイス・ミネアポリス5連銀の公定歩合を2½%から1¾%（1955年8月以来最低）へと½%引き下げること（4月18日より実施）するとともに、要求払預金に対する支払準備率を、中央準備市所在銀行につき4月17日より½%、4月24日より¾%と合計1%、準備市所在銀行につき4月24日より¾%それぞれ引き下げること（4月24日より¾%）を決定した。この結果新支払準備率は中央準備市所在銀行18%、準備市所在銀行16¾%、地方所在銀行11%（据置）となり、またこれにより約450百万ドルの資金が解放された。

今回の公定歩合引下げはさる3月上旬の引下げに続く第4回目のものであり、支払準備率引下げは3月中旬の引下げに続く第3回目のものであるが、両措置が同時に行われたのは今回が初めてである。その後、上記5連銀に追隨してボストン・アトランタ（4月21日）・クリーブランド・リッチモンド・カンサスシティ（4月24日）・サンフランシスコ（4月31日）・ダラス（5月9日）の各連銀もそれぞれ公定歩合を1¾%に引き下げ、全連銀足並みをそろえた。

なお、今回の措置はいずれも景気対策の一環として金融緩和を一步進めたものであるが、支払準備率の引下げについては、一面で年初来6億ドル以上に達した金の国外流出（英国を始めベルギー・オランダなど）に伴う市中銀行の支払準備の減少を相殺する意味と、4月初め議会で提出した支払準備制度改正案（要録参照）の趣旨に沿って準備率の地域差を狭める意味を有するものといわれている。

◇連邦準備制度理事会の支払準備制度改正案

連邦準備制度理事会は4月3日、加盟銀行の支払準備に関する現行連邦準備法の一部を改正する法案を議会で提出した。現行支払準備制度については、従来各加盟銀行特に高率の準備率を課せられているニューヨーク・シカゴ地区銀行より改正の要望が強く、米銀行協会も昨年1月改正試案を発表していた。連銀当局としても、現行準備率が高率であること、地区により不公平の存すること、長期的にみれば経済成長に伴う通貨量の増大を準備率引下げによりまかなう必要のあることなどの点から、機をみて改正する意図を有していた。たまたま景気後退に直面し、議会にお

いても独自の改正案（中央準備市の廃止）が下院銀行通貨委員会を通過するに至ったので今回の提案となつたものとみられる。

改正案の骨子ならびに改正理由は次の通りである。

(1) 加盟銀行の所要準備として手元現金の一部ないし全部の算入を許す（従来は算入せず）権限を理事会に与える。これは手元現金保有高の多寡が考慮されないことによる銀行間の不公平を是正するためであるが、これにより約20億ドルの準備解除を伴うため、その漸進的な実施と準備率の相殺的調整を併用することが期せられている。

(2) 中央準備市所在銀行の要求払預金に対する支払準備率変更の範囲を最低10%、最高20%（従来は最低13%、最高26%）とする。手元現金の算入により各銀行の準備率は実質的に引き下げられるが、比較的多額の手元現金を保有する準備市・地方所在銀行については据置とし、手元現金保有が少なくかつ従来とも高率の準備率を課せられている中央準備市所在銀行につき準備市所在銀行並みに引き下げるものである。

(3) 当該加盟銀行の業務内容からみて適当と認められた場合は中央準備市・準備市所在の個々の銀行につきそれぞれより低率の準備率を適用しうる権限を理事会に与える。現行法においても中央準備市・準備市の周辺地区銀行に対しては例外的取扱をなしうるが、これを両地区内のいずれの銀行にも適用しうることとしたものであつて、これは準備率をより合理的かつ公平なものとし、連銀当局に一層弾力的な運用をなしうる基盤を与えるものである。

なお、この連邦準備法改正案の議会通過をまつて、連邦準備制度規程（Regulation C）の改正が行われ細目が明らかとなるが、本改正案は基本的には米銀行協会試案と方向を一にするものであり、その意味において金融界一般の要望に沿うものと思われる。

◇1957年の米国外援助実績

1957年の米国外援助実績は前年に引続き増加して総額51億ドル（前年比+1.6億ドル、戦後総計約640億ドル）にのぼつた。

内訳では、経済援助（軍事援助以外のすべての贈与および貸付）が年間25.7億ドル（前年22.7億ドル）と増加、1951年以来の最高となつたのに対し、軍事援助が年間25億ドル（前年26.5億ドル）に減少、その援助総額中の比重が

前年の54%より49%へ低下した。地域別にみると、西欧向け援助が軍事援助の減額を主因に減少したほかは、各地域向けともおおむね漸増傾向を続けている。

経済援助のうち注目される点は、贈与部分が引続き減少し16億ドルと戦後最低となつたのに対し、貸付部分が大幅に増加したことである。年間の貸出額中新規貸出額は計9.8億ドルにのぼつたが、これは輸出入銀行の対英スエズ関係借款2.5億ドルの引出を考慮しても1948年以來の最高であつて、返済額6.3億ドルを差引いた純計は3.5億ドル(前年0.3億ドル減)であつた。ちなみに57年末現在、支出未済貸付取扱額は24億ドル、新規貸付向け資金残高は10億ドルであつて、さらに目下輸出入銀行の貸出権限額20億ドル拡張法案が審議されている。

経済援助を地域別にみた場合、中近東・アフリカ向けの減少(ギリシャ・エジプト・イランなど)が目立ち、西欧向けも英国およびイタリアを除き一般に減少したが、その他の地域に対するものは漸増している。アジアの主要被援助国では、韓国+79百万ドル、インド+67百万ドル、パキスタン-55百万ドル、台湾-12百万ドル、ベトナム+4百万ドル(以上5か国向け援助額計10億ドル、域内中の比重78%)などがある。

対 外 援 助 実 績

(1956・1957年)

(単位・百万ドル)

区 分	1956年			1957年		
	計	軍事援助	経済援助	計	軍事援助	経済援助
総 額	4,916	2,646	2,270	5,076	2,505	2,571
西 欧	1,940	1,583	357	1,580	1,071	509
東 欧	- 3	0	- 3	63	0	63
中近東・アフリカ・南アジア (中近東・アフリカ) (南アジア)	1,067	339	727	1,174	523	651
その他アジア 太平洋	1,600	643	957	1,791	819	972
米 州	212	56	155	338	66	271
そ の 他	102	25	77	130	25	105
贈 与	4,383	2,646	1,737	4,105	2,505	1,600
貸 付	- 26	0	- 26	346	0	346
短 期 援 助	558	0	558	625	0	625

◇米国の本年第1四半期国民総生産(G.N.P.)

商務省は本年第1四半期(1~3月)の国民総生産を発表した(下表参照)。これによると総額は年率4,220億ドルで、前期(4,326億ドル)を106億ドル、また景気後退前ピークの昨年第3四半期(4,400億ドル)を180億ドル(4.1%減)下回つており、その低下率は前2回の後退時における低下率(1948~49年3.2%減、1953~54年2.7%減)を上回つている。

景気後退との関連においてその特徴を挙げると次の通りである。

(1) ピーク時よりの総支出の減少180億ドルのうち、企業支出の減少(147億ドル)が82%と大部分を占め、個人消費支出・政府支出は概して高水準を維持した。

(2) ピーク時よりの生産水準の低下率(12%)は最終需要(個人消費支出、企業の設備投資、政府の財貨・サービス購入)の低下率(1.4%)を著しく上回つており、この間大幅に企業の在庫投資削減が行われたことを示している。

(3) 個人消費支出の減少(24億ドル)はピーク時に比し微減(0.8%)にとどまり、個人の可処分所得の減少(32億ドル)を下回つている。個人の可処分所得の減少は賃金・俸給所得の減少(87億ドル)より少なかったが、これは社会保障関係支出増(20億ドル)により一部相殺されたことによるものである。また消費支出の減少は主として耐久消費財の減少によるものであり、非耐久消費支出は微減にとどまりサービスに対する支出は逆に増加している。

(4) 企業支出については設備投資の減少(30億ドル)もさることながら、在庫投資が昨年第3四半期の年率30億ドル増から本年第1四半期の90億ドル減へと、差引120億ドルの著減を示していることが注目される。

(5) 政府支出では国防支出減を主因とする連邦政府支出の減少が州・地方政府支出増によりカバーされ、差引18億ドル増加した。

(6) 純対外投資は17億ドル減と53%減少し、減少率としては最も大きかつた。

米国における国民総生産

(単位・億ドル)

区 分	1957年	1958年	増 減	増減率(%)
	第3四半期	第1四半期		
総 額	4,440	4,220	- 180	- 4.1
個人消費支出	2,836	2,812	- 24	- 0.8
民間総資本投資	665	518	- 147	- 22.1
うち建設支出	330	333	+ 3	+ 0.9
" 設備投資	305	275	- 30	- 9.8
" 在庫変動	+ 30	- 90	- 120	-
政府の財貨・サービス購入	867	875	+ 8	+ 0.9
うち連邦政府	506	495	- 11	- 2.2
" 州・地方政府	361	380	+ 19	+ 5.8
純 対 外 投 資	32	15	- 17	- 53.1

(注) 数字は季節調整済年率。

資料：商務省

◇ブラジル・コロンビアにおけるコーヒー輸出対策

ラテン・アメリカのコーヒー輸出については、昨年11月より輸出制限が実施せられ、コーヒー価格は若干持ち直したが、58年度のコーヒー生産は天候にめぐまれ、57年度生産に比し約13%の増産が予想(米国農務省調べ)されることから、コーヒー価格は本年2月より再び下落傾向を示

している。この結果、主要生産国のブラジルおよびコロンビアでは輸出額の減少から、本年の国際収支が昨年比に一層悪化する恐れがあるものとみて（コーヒー輸出額の輸出総額に占める割合はブラジル66%、コロンビア82%—1952～56年実績）、その対策に努力を払っている。すなわちコロンビアでは、中央銀行の輸出業者よりの外貨買上げレート（1ドル対6.10ペソ）と、為替競争制による輸入業者への外貨売却レート（本年4月新為替競争制実施後初めての競争価格は対1ドル最高7.16ペソ、最低6.22ペソ）とにより生ずる為替売買差額を政府に納付させることとし、政府はその納付金を「国家コーヒー基金」に積立て、コーヒー価格支持に使用することを決定した。

一方ブラジルでは、政府は輸出制限以来110億クルゼイロにのぼる余剰コーヒーを買上げ、コーヒー価格の下落を防止しているほか、ソ連など従来コーヒー輸出実績を有しない地域への輸出実現を図っている。

欧 州 諸 国

◇英国の新年度予算

エイモリ蔵相は4月15日新年度予算を発表した。蔵相は議会における予算演説で、世界経済情勢はインフレ圧力の退潮、一部諸国の生産減退などその基調に変化を生じつつあるが、これが一時的現象であるのか、長期的下降傾向を示すものであるのかまだ判断しうる時期ではないと述べている。しかし世界経済の見通しにかんがかわらず、①ポンド価値の維持、②金ドル準備増加またはポンド債務の減少による外貨ポジションの強化、および③英国の資源と責任の範囲内で世界貿易の拡大、英連邦諸国の発展に貢献することを政策の3大目標とすべきであり、当面の政策としては、インフレとの戦いに最終的勝利を収めることを第1の目的とし、経済拡大への一般的緩和政策を採用すべきでないが、従来の引締政策をさらに強化する必要はなく、その成果を確保する地固めの時期であると強調している。

このための財政金融措置として、①財政支出の節約、強力な借替政策（funding）、国民貯蓄の増強などによつて新年度中政府の短期債務を増加させない（国民貯蓄増加を図るため5%新国防債券の発行、国民貯蓄証券の個人保有限度引上げ）、②市中銀行貸出抑制、賦払購入制限および資本発行委員会の現行審査基準を継続する方針を明らかにし、全体として引締め基調を維持している。ただ輸出減退および地域的失業増加に対処する措置として、①輸出信用保証制度の強化（16日輸出信用保証局は従来保証最低金額250千ポンドを100千ポンドへ引下げ、損失保証率85%を90%へ引き上げた）②失業地域の開発融資につき資本

発行委員会の審査に特別の配慮を行うとともに市中銀行貸出制限の枠外とする、③Distribution of Industry Actを改正し失業地域に対する国庫の金融援助を行いうるようになるなどの手心を加えている。

予算面においてはかねての一般の要望に応え、減税および租税体系の整備を行った。減税の幅は購買税（Purchase Tax）映画入場税の低減を中心として新年度50.5百万ポンド、本年度108百万ポンドと一般の予想を下回る最少限度にとどめられ、このため歳出面で国債費、民政費の増加が行われたにもかかわらず異常勘定の黒字は前年実績を若干下回る程度となり、資本勘定を含めた総合収支の赤字はほぼ前年並みにとどめられている。減税案の主要内容は次の通りであるが、このうち法人利潤税の単一化、購買税の簡素化は従来の懸案を解決したものであり、また初年度償却控除の拡大は最近の設備投資減退に対処して行われたものである。

- (1) 高齢者所得税控除引上げ（減税額本年度2.75百万ポンド、平年度4.75百万ポンド）
- (2) 住宅その他不動産購入の際の印紙税の減免（3,500ポンド以下無税）
- (3) 法人利潤税の単一化（従来の配当利潤税30%、留保利潤税3%を一率10%、減税額明年度10百万ポンド、平年度16百万ポンド）
- (4) 初年度償却控除の拡大（工業施設機械・工業用建物に対する初年度控除それぞれ従来20%・10%を25%・12.5%に拡大、鉱業用施設の40%は据置、減税額明年度16百万ポンド、平年度23百万ポンド）
- (5) 強葡萄酒に対する関税・消費税の減税（減税額本年度2.75百万ポンド、平年度3百万ポンド）
- (6) メチル・アルコール税の廃止
- (7) 映画入場税の減免（減税額本年度13百万ポンド、平年度14.5百万ポンド）
- (8) 購買税の減税、簡素化（従来の税率7段階を60%・30%・15%・5%の4段階に整理し、電気ガス家庭器具・家具・宝石・カメラ・楽器・化粧品・帽子・毛織物などを減税、テレビセット・自動車は据置—減税額本年度30百万ポンド、平年度41百万ポンド）

ゲイツケル労働党首は、新年度予算には歓迎すべき提案が多数あることを認めながらも、賃上げ問題解決に資する生産性向上・経済拡大策が不十分である点、法人利潤税単一化措置が配当利潤を優遇する結果となる点に批判を加えている。しかし一般の論調は新予算を歓迎しており、フィナンシャル・タイムズ紙は、政府の減税に対する態度は若干警戒的に過ぎる嫌いはあるが、経済拡大の時期ではないとする判断は正しいと論じ、タイムズ紙も、当面の急務は物価上昇阻止にあり生産拡大にはないと述べている。

新年度予算と前年度予算との比較

(単位・百万ポンド)

区 分	新年度予算	前年度実績	前年度予算
経 常 歳 入	5,440	5,343	5,289
経 常 歳 出	5,076	4,920	4,827
うち国債利子	695	662	640
防 衛 費	1,418	1,430	1,420
民 政 費	2,841	2,708	2,650
経 常 収 支	364	423	462
資 本 純 支 出	(-) 600	(-) 635	(-) 587
総 合 収 支	(-) 236	(-) 212	(-) 125

◇フランス銀行の高率適用強化措置

フランス銀行は4月17日、再割引最高限度をこえる部分に対する適用歩合を7%から8%、10%から12%へそれぞれ引き上げることを決定した。

同行は各商業銀行ごとに商業手形再割引限度を定め、その限度内では公定歩合(現在5%)を適用するが、それをこえる場合には限度超過10%までは7%、それ以上には10%の利率を適用してきた。今回の措置はこの高率適用歩合をそれぞれ8%、12%に引き上げたものである。現在フランス銀行の商業銀行に対する再割引額は大部分この限度を10%以上こえているため、今後新規の一般商手割引にはおおむね12%の高率が適用されることとなる。

今回の措置は昨年の公定歩合引上げ(4月3%→4%、8月4%→5%)、再割引最高限度の引下げ(7月6,100億フラン→12月3,965億フラン)、本年2月の商業銀行の対顧客貸出制限などの引締め措置にもかかわらず、3月の国際収支が62百万ドルの赤字と急速に悪化(1月黒字10百万ドル、2月ほぼ均衡)したほか、15日のギャール内閣の崩壊により対ドル銀行券相場が前日の445フランから456フランと大幅に悪化したことなどの事情に対処して採られたものとみられる。

なお同17日、フランス銀行は各商業銀行に対し、各行が対顧客貸出限度を超過した場合には、その再割引最高限度を引き下げることがありうる旨通牒した。本年2月、各行は対顧客貸出(輸出関係信用を除く)を昨年9月、12月の平均残高以内に維持するよう指示されており、現在までこの制限は守られてはきたが、当時なんらの罰則も付されていなかったため、フランス銀行は今回再割引限度の引下げを警告することによつて、その遵守を要請したものである。

◇デンマーク国立銀行の公定歩合引上げ

デンマーク国立銀行は4月18日、公定歩合を5%から5%に引き下げ、19日より実施した(1955年5月5%か

ら5½%へ引上げ)。

1957年5月の国際収支の危機(外貨準備103百万ドルに減少)に対し、同国はIMFから34百万ドルの借款を獲得するとともに従来の金融引締政策に加えさらに強制安定公債の発行、消費税の増徴など財政面よりの緊縮政策も実施した。1957年下半年以降国際収支は運賃収入増(前年比50百万ドル)、輸入品価格の下落などのプラス要因もあつてかなり改善され、外貨準備は57年末には171百万ドルに増大し、本年3月には上記IMF借款額中10百万ドルを返済した。一方国内情勢は引締め効果の浸透とともに次第に鎮静、物価も7月以降弱含み横バイとなり、また工業生産も10月以降減産に転じた。そのうえ、食糧輸出の不振から農業所得は前年比減少を示し、失業も若干増大するに至つている(58年2月130千人、前年同期比23千人増)。

もつとも同国としては、世界情勢が好転しない限り、農産物輸出の漸減など前途にかなりの不安が存するわけであるが、最近発表された同国経済省の年次報告によれば、かかる国際収支受取の減少は輸入物価下落にほぼ見合うものと予測しているので、中央銀行も公定歩合引下げに踏み切つたものと思われる。

◇スウェーデン中央銀行の公定歩合引下げ

スウェーデン中央銀行は5月2日公定歩合を5%より4%に引き下げ、3日より実施した。

今回の措置は55年4月、56年11月および57年7月の3度にわたる引上げ後(2½→5%)初めての引下げである。

スウェーデンの国際収支は56年の50百万ドル赤字に対し、57年は海運収入増大によりほぼ均衡した反面、物価・工業生産とも最近はほぼ横バイの状況となつた。

しかし今後は海運収入の減少が見込まれているので、国際収支の先行きは必ずしも楽観を許さない上に、58年の財政は57年(16億クローネの赤字)よりも一層赤字増大が見込まれているので、現状は決して全面的金融緩和の時期ではないと思われる。

恐らく今回の引下げは、英・米などに続くデンマークの引下げに追随して世界的下況に対処し、ある程度国内景況を維持しようとしたものであろうが、国内的な意図としてはこれによつて投資を促進する反面消費を別途財政措置により抑制—最近消費税増徴を国会で議決—しようとしているものと解される。

◇日ソ漁業交渉の妥結

本年度の漁獲量などを決定する日ソ漁業委員会は1月18日モスクワで開催され、席上日本側はさけ・ますの58年度総漁獲量として145千トン提案したが、その後安全操業・平和条約などをめぐつて交渉は難航したが、4月22日に

至りようやく妥結した。同日発表された共同コミュニケによればその概要は次の通りである。

- (1) 規制区域でのさけ・ますの総漁獲量は1958年についてのみ110千トンとする(昨年は120千トン)。
- (2) またオホーツク海のさけ・ます沖合漁業は漁獲量において6.5千トン以下とし、出漁船団は1船団を越えないものとする。
- (3) 水産資源の保護育成のため1959年1月以降オホーツク海の公海におけるさけ・ます漁業を停止する。
- (4) 日ソ漁業委員会はさけ・ます・かにおよびにしんについても科学的共同調査を実施し北西太平洋における漁業資源の一層の合理的利用に資することとする。

アジアおよび大洋州諸国

◇中東開発会社の設立

このほど欧米民間銀行および会社を中心とした中東産業開発計画会社 Middle East Industrial Development Project Corporation=MIDEC)の設立が伝えられている。MIDECの構想は米・英・仏・西独の民間資本が中心となつて、中東諸国における開発計画に対し、資金・技術両面の援助を与え、中東諸国民の生活水準の向上に資するとともに、西欧側も商業的利益を得んとするものである。同社は前記のごとく全くの民間会社であるが、中東にある石油会社はこの計画に参加させないことを決めている点注目される。これはこれらの石油会社があまりに中東諸国と特殊な利害関係をもつているため、無用の摩擦を避けんとし採られたものとみられる。同社の設立のプロモーターはこれが私的ベースにおいて欧米と中東との関係を改善し、同時に中東地域の経済的安定を促進するであろうことを確信している。

MIDECの資本金は1百万スイス・フランで、会社はルクセンブルグにおいて登記される予定と伝えられている。また株式はA・B2種に分かれ、その性格などについてはまだ判明しないが、A株40万スイス・フランは主体となる西欧12か国と中東8か国の民間資本が等分(1国当り10株、2万スイス・フラン)に引き受けることとなっている。

◇タイにおける増税案をめぐる動き

政府は本年度予算案の編成に当り、支出の削減のみによつては20億バーツと予想される赤字を埋めることができないため、4月10日事業税・物品購入税の増収を図るとともに、輸入税の大幅引上げを実施する法案を発表した。この増税案は直ちに与野党双方から猛烈な反対を受け、セラム蔵相の引責辞職説が伝えられるまでに政治問題化した。しかしその後下級品・必需品などに対する輸入税率引上げの修正が行われ、事態はやや平静を取り戻しつつある。しか

し当初の増税案によつて、かろうじて財政収支の均衡を期待していた政府が、この修正により再び5億バーツの財政赤字を避けえなくなつたことは、問題の解決を単に後に残したにすぎない。このため経済関係などをメンバーとする赤字対策委員会では、一部外債償還の延期、脱税取締りの強化策などを検討しつつあると伝えられている。

一方贅沢品・アルコール飲料・鉄製品などの税率が引上げとなつたため、これら商品の取引は低調を極め、各地に物価騰貴、主要物資の買溜めなどがみられている。今回の輸入税率の引上げ中、自転車・味の素・亜鉛鉄板などは約2倍の引上げとなつているため、わが国の輸出にも相当影響があるものと予想されている。

◇マラヤ連邦のIMF加盟

3月7日マラヤ連邦はIMFおよびIBRDに加盟した。IMFにおけるマラヤ連邦の割当額は25百万ドルである。同国の加盟によりIMF加盟国は65か国、割当総額9,041百万ドルとなつた。

◇マラヤ連邦における1957年の貿易収支

マラヤ連邦(シンガポールを含む)の昨年の貿易収支は、輸出4,171百万海峽ドル、輸入4,380百万海峽ドル、差引209百万海峽ドルの入超であつた。同国の輸入は1954年以来増加を続けているが、反面輸出は1955年以来ほとんど増加しておらず、このため過去2年間の出超から昨年は入超に転じた。

主要相手国別貿易額は別表のごとくで、輸出面では英国・米国・OEEC諸国に対する輸出がいずれも大幅に減少していることが注目される。これはこれら先進諸国に対する輸出品が、主としてゴム・すずなど価格下落の著しい商品であつたことに基いている。これに対してインドネシアを初めとするアジア諸国との貿易は、輸出入ともに数年来増勢を続けている。

マラヤ連邦の主要相手国別貿易額

(単位・百万海峽ドル)

区 分	輸 入			輸 出		
	1956年	1957年	増 減	1956年	1957年	増 減
英 国	757	776	19	688	608(-)	80
英連邦自治領 その他スターリン 地域	295	316	21	439	432(-)	7
米 国	644	604(-)	40	311	329	19
米 国	99	85(-)	14	629	558(-)	71
その他ドル地域	27	19(-)	8	180	195	15
OEEC諸国	400	470	70	922	811(-)	111
インドネシア	1,151	1,232	81	228	260	32
その他アジア	753	854	99	508	658	150
そ の 他	27	24(-)	3	260	320	60
合 計	4,153	4,380	227	4,165	4,171	4

(注) シンガポールを含む

なお輸出入物価指数の推移を見ると、昨年第4四半期の輸入物価指数は88(1952年=100)と前年同期の84に比し約5%の上昇となつているのに対し、輸出物価指数は80(前年同期86)と約8%の下落となり、交易条件は悪化を示している。

◇中共における第1四半期(1~3月)の経済計画実施状況

中共国家統計局は4月13日、第1四半期における経済計画の実施状況を発表した。

それによると、昨年同期に比べて、小売売上高がわずかに低下したほかは、基本建設投資額および工業生産などいずれも大幅に上回っている。

まず、基本建設投資についてみると、投資額は20.4億元(1元は約150円)で昨年同期に比べ51%増加し、年間予定投資総額に対する比率も例年の12%から14%に上昇した。特に建設の重点であるソ連の設計援助にかかわる156項目のうち、本年度に施工される109項目の工事は年間計画の17%を達成し例年の進捗率を大きく上回っている。

次に、生産面では工業生産総額は162億元で昨年同期に比べ22.3%増加し、年度計画643.7億元の25%(昨年23%)が達成された。生産増加のとくに著しいのは機械・窒素肥料・石炭などで、昨年同期に比べそれぞれ63.8%、55.3%および33.3%増加した。

他方、商業面では小売売上額は昨年同期に比べ1%低下し、そのうち生活必需物資の売上高は5.1%減少を示したが農業生産資材は倍増した。農業生産資材の売上高の著しいものをみると昨年同期に比べて、揚水機16.7倍、二輪プラウ14.1倍、石炭ガス・エンジン5倍、化学肥料2.1倍となつている。一方、工農業製品の買付は良好で国営・協同組合商業の買付額は昨年同期を12%上回つた。

かかる状況から各工業部は内部目標としてはそれぞれさきに発表された本年度の国家計画による生産目標を上回る増産計画を樹てている。

	国家計画	各工業部目標
鋼塊(万トン)	624	700
鋼材(")	732	811
石炭(")	15,072	17,000
電力(億KWH)	224	246
セメント(万トン)	766	818
窒素肥料(")	90	100
機械(億元)	97	147

◇中華民国(台湾)における外国為替管理制度の改正と為替相場の変更

国府行政院は輸出振興ならびに為替相場簡素化のため、かねてから現行為替管理制度と為替相場の改正措置を検討

中であつたが、4月12日「外国為替貿易管理弁法」を公布実施し、従来の「外国為替の売却および外国為替購入申請処理弁法」を廃止した。新弁法の骨子は旧弁法(本行海外経済事情昭和30年2月号参照)と大差がないものの、若干の相違がありその要点は次の通りである。

(1) 輸出あるいは被仕向送金によつて取得した外国為替は台湾銀行に売却しなければならず、台湾銀行は公定外国為替相場により算出した台円を支払うと同時に、等額の為替取組証明書を発給する。ただし、砂糖・米・塩の輸出ならびに政府機関の被仕向送金の場合には為替取組証明書を発給しない(旧制度ではすべての輸出につき物資ごとに異なつた比率で為替取組証明書の発給を行う建前となつており、その比率は最近では80%とされていた)。

(2) 為替取組証明書は自ら使用するほか、他人に譲渡し、あるいは台湾銀行発表の為替取組証明書相場により、台湾銀行もしくは指定銀行に売却することができる(旧制度では国営事業輸出もしくは政府機関の被仕向送金による為替取組証明書については公定証明書相場1ドル6台円で直接台湾銀行に売却、民間輸出により取得した為替取組証明書は自ら使用する場合を除き指定商業銀行に指定証明書相場1ドル13.5台円でその販売を委託しなければならなかつた)。

(3) 輸入あるいは貿易外送金のため必要な外国為替は外国為替貿易審議委員会の許可を得た上、公定外国為替相場により算出した台円に為替取組証明書を添付し台湾銀行から買入れるものとする。ただし、重要機械・肥料・小麦・綿花・大豆・原油の輸入ならびに政府機関による輸入・送金については為替取組証明書の提出を必要としない(旧制度ではすべての場合に為替取組証明書の提出を必要とし、但書の場合には公定証明書相場で証明書を売却していた。また同時に旧制度では全額の20%に相当する防衛税を納める義務があつたが、これは輸入関税に付加して徴収することに改められた)。

上記新弁法の公布と同時に、外国為替貿易審議委員会より新しい公定外国為替相場が公示され14日から実施された

(単位・1米ドル当り台円)

区 分	新レート	旧レート
砂糖・米・塩の輸出	24.58	20.35
政府機関の被仕向送金		21.55
一般の輸出	36.08	26.35
一般の被仕向送金		29.05
重要機械・肥料・原油・綿花・大豆・小麦の輸入	24.78	21.65
政府機関の仕向送金		
一般物資の輸入	36.38	29.15
一般の仕向送金		21.65

(注) 新旧レートとも防衛税を含まない。

が、新相場は1米ドルにつき買相場24.58台円(旧15.55台円)、売相場24.78台円(旧15.65台円)と定められ、また台湾銀行は14日新制度による為替取組証明書の売買相場を1米ドルにつき買値11.5台円、売値11.6台円と発表した。新旧為替相場を比較すれば前表のごとくである。

◇韓国におけるインフレ傾向の鈍化

昨年来韓国経済の最も特徴的な動向は、動乱以後急激な進行を続けてきたインフレ傾向の中に安定的徴候がみられはじめたことであろう。

まず通貨供給量の推移をみると、昨年末は1,451億圓(現金通貨860億圓、預金通貨591億圓)で前年末に比し242億圓、20%の増大となつているが、過去の年間増加率(54年91%、55年61%、56年29%)に比して増勢は逐次弱まつてきた(なお韓国銀行券の発行高はさる3月末現在で805億圓となり、昨年同月末に比し15%の増加にとどまつた)。

一方物価は昨年9月以降下落傾向に転じ、昨年12月のソウルにおける卸売物価は前年同月に比し6.9%の下落を示したが(前年12月は前々年12月比14%の上昇)、物価指数が前年同月に比べ下降を示したのは同国始まつて以来のことである。

かように韓国の悪性インフレは一応収束の緒についたものとみられるが、これが主因としては次の点を挙げることできよう。

(1) 外国経済援助の増大……昨年中外国よりの援助受入額は383百万ドルに達し、前年(325百万ドル)に比し18%の増大をみた。この援助により、多年支払超過を続けてきた財政資金の収支戻は昨年1年間を通じて310億圓の受入超過を示し、前述のごとき通貨増勢鈍化の主因をなした。これら援助の3分の2は消費財であるが、約30%は基幹産業の新設ないし復興にあてられており(援助の90%を占めるI.C.A援助の実績をみると、昨年末までの受入累計額888百万ドルのうち建設部門への投下は282百万ドルと31%を占めている)、すでにその一部は生産の効果を挙げているため、鉱工業生産は順調な発展を示し経済情勢好転の一因をなしている。すなわち昨年12月の鉱工業生産指数(55年=100)は172で、前年同月比30%の著増を示した。

(2) 農業の増産……昨年は天候に恵まれたため、米の収穫高は1,585万石で、不作であつた前年を25%も上回り、独立以来の最高を示した。かかる豊作により食糧価格は昨年12月には前年同月より30%の暴落となり、前記のごとき物価下降の主因をなした。

しかしながら米国の本年度(57年7月~58年6月)対韓援助額が昨年度の332百万ドルから215百万ドルと3分の2に削減されたこと、同国の復興に貢献してきた国連韓国復興機関(UNKRA)の廃止が決定されたことなど、その前途は楽観を許されない。

◇豪州における中央銀行制度改正関係法案の再再決

豪州における中央銀行制度の改正に関する諸法案(調査月報32年10月号参照)は、昨年10月国会に提出され、下院の通過をみながら、上院における過半数の賛成が得られなかつたため、その成立をみるに至らなかつた。同法案は、本年3月再度国会に提出をみたが、今回も前回と同様下院の通過は得たものの、上院においては賛否同数のため否決となり、結局同法案はまたもや不成立に終つた。

今回の法案の不成立について、政府当局では何らの見解をも表明しておらず、したがつて法案の将来についても詳かではないが、政府与党側では、本年12月に予定されている総選挙後において、三度同法案の国会提出を意図しているものと伝えられる。

◇ニュージーランド・英本国経済会談

ニュージーランドにおいては、昨年来の各種酪農品の価格値下りによつて、国際収支の悪化が著しく、外貨保有高も本年4月上旬末に46.7百万N・Zポンド(前年同期94.0百万N・Zポンド)にすぎず、これが対策協議のため4月初めよりロンドンにおいて、ニュージーランド・英本国両経済関係関係の会談が進められている。その主な議題は次の諸点とされる。

- (1) 当面の外貨不足対策として、英本国より20~25百万ポンドの資金借入れを行う。
- (2) 北欧諸国の売込みにより、酪農製品価格の値下りをきたし、かつ英本国におけるニュージーランドの従来の販路をも奪われつつある実情に対し、北欧製品の輸入に対する関税率の引上げなどの対策を採ること。
- (3) 従来英国製品の輸入について認められていた特惠関税税率の引上げ(これにより英国以外の第3国よりの輸入を容易にし、さらに第3国向けの輸出を増進せしめるため)。

上記3点のうち、(1)についてはほぼ了解に達した模様であるが、(2)(3)については、英本国との利害の対立もあり、早急に結論を得ることは困難と目されている。